

内閣参質二〇七第二五号

令和三年十二月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員塩村あやか君提出「中絶薬」という文言の使用の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員塩村あやか君提出「中絶薬」という文言の使用の見直しに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「政府として決定又は定着している」及び「文言の使用を見直す」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府として、中絶に使用される医薬品について「中絶薬」及び「経口妊娠中絶薬」という用語を使用することを決定した事実はなく、政府としていかなる用語を使用するかについては、その状況に応じて適切な用語を使用すべきものと考えて。そのため、政府として「中絶薬」及び「経口妊娠中絶薬」という用語を使用することを決定したことを前提としていると思われる御指摘の「文言の使用を見直す」ことに係るお尋ねについてお答えすることは困難である。